

岩舟町浄化槽設置整備事業補助金
関係資料

岩舟町長 様

申請者 住所
氏名
電話

⑩

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

平成 年度において、浄化槽を設置したいので、岩舟町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

設 置 場 所	岩舟町大字
交 付 申 請 額	
住 宅 等 所 有 者	1. 本人 2. 共有 (人) 3. その他 ()
工 事 着 工 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	平成 年 月 日

添 付 書 類

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽の構造図
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (5) その他、町長が必要と認める書類

誓 約 書

別紙1及び2の検査並びに浄化槽法第7条に基づく設置後等の水質検査の結果、改善を要する事項の指摘があった場合には、速やかに改善措置を講ずる旨を誓約いたします。

平成 年 月 日

請負者 住所

氏名

⑩

浄化槽工事業登録番号：

又は届出番号：

注文者 住所

氏名

様

浄化槽設置場所： 岩舟町大字 番

別紙1

検 査 項 目	検 査 の ポ イ ン ト	備 考
1. 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	必要に応じ水を流して確認すること。
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。 雨水や工場排水等が流入しないか。	
4. 弁の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な弁が設置されているか。	
5. 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。 保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	

別紙 2

検 査 項 目	検 査 の ポ イ ン ト	備 考
1. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	各室（槽）の水位差により確認する。
2. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	水準器、槽内壁に示されている水準目安線、越流せき・各室（槽の水位、流入管底・放流管底の水位差等により確認する。）
3. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。又、しっかり固定されているか。	目視等により確認する。
4. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各種装置に変形や破損はないか。また、しっかり固定されているか。空気の出方や水流に片寄りはないか。	目視等により確認する。
5. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備の変形や破損はないか。また、しっかり固定されているか。薬剤筒は傾いていないか。	目視等により確認する。
6. ポンプ装備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプ柵に変形や破損はないか。また、漏水のおそれはないか。ポンプが2台以上設置されているか。設計どおりの能力のポンプが設置されているか。ポンプの固定が十分行われているか。また、取り外しが可能か。ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
7. ブローターの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。固定が十分おこなわれているか。アースはなされているか。漏電のおそれはないか。	

浄化槽設備士届出

平成 年 月 日

岩舟町長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
浄化槽工事登録番号：
又は届出番号：

1. 浄化槽設備士 氏 名
免状の写し 別紙のとおり
写 真 上半身1年以内撮影のもの
4センチ×3センチ

上記のとおり届けます。

実 績 報 告 書

岩舟町長 様

補助対象者 住所

氏名

⑩

電話

平成 年 月 日付け岩舟町指令浄第 号により交付決定の通知を受けた浄化槽
設置事業が完了したので、岩舟町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条の規定により下記の
とおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 事業完了年月日 平成 年 月 日

添付書類

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定点検依頼書の写し
- (3) 工事現場写真

(保守点検)

浄化槽に関する保守点検業務委託契約書

浄化槽管理者を甲とし、浄化槽保守点検業者を乙として、浄化槽の保守点検及び水質に関する検査（BOD等検査及び指定検査機関が行う法定検査、以下「水質に関する検査」という。）等について、つぎのとおり委託契約を締結する。

(浄化槽の設置場所等)

第1条 この契約により乙が保守点検を行い、また、水質に関する検査を行う浄化槽は次のとおりとする。

1. 浄化槽の設置場所 岩舟町大字
2. 浄化槽の型式 単独、合併
認定番号等 メーカー名
3. 浄化槽の規模 人槽（ 立法メートル／日）

(委託内容等)

第2条 甲は乙に対して次に掲げる事項を委託し、乙はこれを受託するものとする。

1. 機能判定に関すること。
2. 機器及び施設の保守点検（消毒薬の補充を含む）に関すること。
3. 清掃時期の判定に関すること。
4. 水質に関する検査の申し込み及び検査料の支払いに関すること。
5. BOD等検査の検体の採水及び搬入に関すること。
6. 保守点検状況及びBOD等検査結果の保健所長への報告に関すること。

(保守点検の実施及び回数)

第3条 乙は、保守点検の実施にあたっては、法令を遵守し、ヵ月に1回これを行うものとする。ただし、消毒薬の補充回数はヵ月ごとに1回とする。

(委託料等)

第4条 保守点検の委託期間は年間 円（消費税額 円）とする。
水質に関する検査料は年間 円とする。なお、修理等の必要があった時の料金は、甲及び乙が協議のうえ、別途定める。

2 保守点検委託料及び水質に関する検査料は、契約締結時に乙に支払うものとする。ただし、甲の申し出により別に期日を定める場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託された業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。

(損害賠償)

第6条 乙又は指定検査機関が行う業務上の行為により、甲に損害を与えた場合、乙又は指定検査機関は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責にきずべき事由又は不可抗力による場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる事項に該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合、乙はその解約によって生じた甲の損害に対し、誠意を持って賠償しなければならない。

1. 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき。
 2. 乙が栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第13条(昭和60年栃木県条例28号)により浄化槽保守点検業を取り消されたとき。
- 2 甲は、この契約にかかる浄化槽を第3者に譲渡したときは、保守点検を乙に委託させるよう努力するものとする。

(契約の効力の始期及び終期)

第8条 この契約の委託期間は、契約を締結した日から開始し、1年を経過した日に終了する。ただし、委託期間の終了までに、甲及び乙に異議がないときは、契約は更新されるものとする。

- 2 前項の規定による更新の期間は1年とし、次の更新には前項の規定を準用する。

(信義則)

第9条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、乙はこの契約書の写1通を指定検査機関に遅滞なく提出しなければならない。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名
電話 ⑩

乙 住所
氏名
電話 ⑩

浄化槽清掃委託契約書

浄化槽管理者 (以下「甲」という。) と浄化槽清掃業者 (以下「乙」という。) は、甲の浄化槽の清掃について次の条項により契約を締結し、これを誠実に履行するものとする。

第1条 この契約により、乙が清掃を行う浄化槽は次のとおりとする。

- (1) 浄化槽の設置場所 岩舟町大字
- (2) 浄化槽の形式等 型 人槽 立法メートル

第2条 この契約により、乙が行う清掃作業は次のとおりとする。

- (1) 浄化槽法及び同法施行規則に基づく清掃作業。
- (2) 浄化槽法等を遵守し、甲の指示による清掃作業。

第3条 清掃委託料は、作業終了後、乙の請求に基づき支払うものとし、乙は請求内容を明示しなければならない。

2 天災又は甲の責に帰すべき事由により生じた作業経費は、甲が乙に支払うものとする。

第4条 乙が行う業務上の行為により甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。但し、甲の責に帰すべき事由又は不可抗力による場合はこの限りではない。

第5条 この契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

第6条 甲は乙が正当な理由がなく、この契約を履行しないとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が市町村の浄化槽清掃業の許可又は委託を取り消されたとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したとき。
- (3) 乙が清掃作業をすることが困難であると甲が認めたとき。

2 甲は前項の規定により契約の解除をした場合は、既に支払った委託料の全部又は一部を返還させ又は委託料を支払わないことができる。

第7条 この契約書の内容に疑義が生じたとき又は契約書に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙は誠意をもって協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、双方記名捺印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 浄化槽管理者 住所 岩舟町大字
氏名

Ⓜ

乙 浄化槽清掃業者 住所
氏名

Ⓜ

<別表> チェックリスト

検 査 項 目	チェックのポイント	欄
1. 流入管きよ及び放流管きよ勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4. 柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が設置されているか。	
5. 流入管きよ、放流管きよ及び空気管の変形、破損の恐れ	管の露出等により変形、破損の恐れはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行う事ができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接続材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定しているか。	
	薬剤等は傾いていないか。	

13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプ柵に変形や破損はないか。	
	ポンプ柵に漏水の恐れはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げる恐れはないか。	
14. ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電の恐れはないか。	
<p>上記のとおり確認したことを証します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>担当浄化槽設備士 氏名 Ⓜ</p> <p>(浄化槽設備士免状の交付番号：)</p>		

平成 年 月 日

岩舟町長 様

補助対象者 住所
氏名 ⑩
電話

補助金交付請求書

平成 年 月 日付けで実績報告した、浄化槽設置整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額	
金融機関名	銀行 本店 信用金庫 農協 支
口座種類・番号	当座 ・ 普通 No.
ふりがな 口座名義	

岩舟町浄化槽設置補助金申請の添付書類

1. 補助金交付申請書

- ① 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認申請書の写し及び浄化槽仕様書の写し
- ② 浄化槽の構造図（型式適合認定書、型式適合認定書別添仕様書及び図面、認定書）
- ③ 設置場所の案内図（位置図、浄化槽配置図、建築平面図）
- ④ 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑤ 環境保全に関する誓約書の写し【設置者が誓約】
- ⑥ 登録浄化槽管理票（C票）
- ⑦ 登録証
- ⑧ 保証登録証（市町村用）
- ⑨ 工事見積書の写し又は工事請負契約書の写し
- ⑩ 誓約書【工事請負者が誓約】
- ⑪ 浄化槽設備士届出（浄化槽設備士免状の写しを添付）
- ⑫ 敷地内排水処理の場合は、浄化槽放流水の敷地内処理装置概要書及び維持管理に関する誓約書

2. 実績報告書

- ① 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ② 浄化槽（第7条）法定点検依頼書の写し
- ③ 工事現場写真（写真には工事名、工事場所、施工日、施工者、工事内容等を表示する）
 - 1) 着工前 浄化槽設備士が実際に監督していることを証する写真（浄化槽法第29条3項）
 - 2) 掘削状況
 - 3) 基礎工事 砕石（厚み確認）
 - 4) 〃 砕石転圧
 - 5) 〃 鉄筋配筋
 - 6) 〃 捨てコンクリート（ベース厚確認）
 - 7) 〃 底盤コンクリート（ベース寸法確認）
 - 8) 〃 製品全景
 - 9) 〃 袖付け（水平確認）

この時に「現地立会」を実施しますので、事前に連絡をして下さい。

 - 10) 埋戻し 水張り
 - 11) 〃 水締め
 - 12) 〃 つき固め
 - 13) スラブ配筋
 - 14) スラブ打設完了
 - 15) 嵩上げ確認
 - 16) ブロアー設置
 - 17) 完成（全景）
- ④ チェックリスト（浄化槽設備士が施工状況を確認する）

※ 添付書類関係は全てA4版で提出すること。

岩舟町役場

住民生活課 生活環境担当

TEL：0282 - 5 5 - 7 7 6 3

FAX：0282 - 5 5 - 3 9 8 6